

平成 25 年 3 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社ジー・コミュニケーション  
代表者名 代 表 取 締 役 杉 本 英 雄  
問合せ先 取締役グループ管理本部長 稲角 好宣  
(TEL. 052-912-0885)

株式会社ジー・ネットワークスの普通株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 2 月 15 日開催の取締役会において、株式会社ジー・ネットワークス（東証市場第二部、証券コード 7474、以下「対象者」といいます。）の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の開始を決定し、平成 25 年 2 月 18 日から本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けが平成 25 年 3 月 15 日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

## 記

### 1. 買付け等の概要

#### (1) 対象者の名称

株式会社ジー・ネットワークス

#### (2) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

#### (3) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
12,777,274 株	一株	一株

(注 1) 買付予定数に上限及び下限を設定しておりません。

(注 2) 買付予定数は、対象者が平成 25 年 2 月 14 日に提出した第 47 期第 3 四半期報告書に記載された平成 24 年 12 月 31 日現在の発行済株式総数 (23,584,000 株) から、対象者が平成 25 年 2 月 14 日に公表した平成 25 年 3 月期第 3 四半期決算短信に記載された平成 24 年 12 月 31 日現在の対象者が保有する自己株式数 (4,726 株) 及び公開買付けが本公開買付けに係る公開買付届出書（以下「本公開買付届出書」といいます。）の提出日現在所有する対象者の普通株式数 (10,802,000 株) を控除した株式数 (12,777,274 株) になります。

(4) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 25 年 2 月 18 日（月曜日）から平成 25 年 3 月 15 日（金曜日）まで（20 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付け期間は 30 営業日、平成 25 年 4 月 1 日（月）までとなりますが、該当事項はありませんでした。

(5) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき金 62 円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、買付予定数に上限及び下限を設定しておりません。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項に基づき、金融商品取引法施行令第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 30 条の 2 に規定する方法により、平成 25 年 3 月 16 日に報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株 券	0 株	0 株
新 株 予 約 権 証 券	—	—
新 株 予 約 権 付 社 債 券	—	—
株 券 等 信 託 受 益 証 券 ( )	—	—
株 券 等 預 託 証 券 ( )	—	—
合 計	0 株	0 株
(潜在株券等の数の合計)	—	(—)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	10,802 個	(買付け等前における株券等所有割合 45.81%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	58 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.25%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	10,802 個	(買付け等後における株券等所有割合 45.81%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	58 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.25%)
対象者の総株主等の議決権の数	23,575 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において法令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成25年2月14日に提出した第47期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式も本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が平成25年2月14日に提出した第47期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の対象者の発行済株式総数(23,584,000株)から対象者が平成25年2月14日に公表した平成25年3月期第3四半期決算短信に記載された平成24年12月31日現在の自己株式数(4,726株)を控除した株式数(23,579,274株)に係る議決権の数(23,579個)を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

(公開買付代理人)

アルパース証券株式会社 東京都渋谷区渋谷三丁目29番24号

② 決済の開始日

平成25年3月21日(木曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所（外国人株主の場合はその常任代理人の住所）宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等の指定した場所へ送金します（送金手数料がかかる場合があります）。

3. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社ジー・コミュニケーション  
（名古屋市北区萩野通一丁目8番地1）  
株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

4. 公開買付け後の方針及び今後の見通し

公開買付け後の方針は、本公開買付けに係る平成25年2月18日付公開買付開始公告及び本公開買付届出書に記載の内容から変更ありません。

以 上